

特定変更記録事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

局長通達第19条

- ・ 特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、当該委託を受けようとする事務の範囲を管轄する運輸支局長に別記様式1の申請様式により申請するものとする。
なお、自動車検査登録事務所に申請書が到達した場合は、管轄運輸支局長あてに当該書面を送付するものとする。
- ・ 申請様式には運輸支局長からの各種通知を受けるためのメールアドレス、本申請に係る担当者名及び連絡先電話番号を記載するものとする。
- ・ 複数の運輸支局長に申請するときは、各運輸支局長それぞれに対して申請することとする。
- ・ 複数の運輸支局長に対する申請が同時に行われた場合、各運輸支局長は局長通達第20条に基づく審査を行い、代表運輸支局長以外の運輸支局長（以下「その他運輸支局長」という。）は、審査結果を代表運輸支局長に通知するものとする。
- ・ 申請者に対して補正を求める場合、代表運輸支局長は同時に申請を受けたその他運輸支局長に補正すべき事項及び補正理由を通知し、その他運輸支局長における審査結果を確認したうえで申請者に対して補正指示を行うものとする。
- ・ 申請者が補正を行った場合は、代表運輸支局長は申請者に対して申請したすべての運輸支局長に補正書類の提出を行うよう指示するとともに、補正結果をその他運輸支局長に通知するものとする。
- ・ 代表運輸支局長はその他運輸支局長から審査が完了した旨の通知を受けた場合は、その他運輸支局長に対して委託を行ってよい旨の通知を行うものとする。
- ・ 委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

局長通達第20条

- (1) 行政書士の資格の確認については、行政書士証票の写しの添付をもって行うものとする。また、行政書士法人の確認にあたっては、登記事項証明書の写し又は定款の写しの添付をもって行うものとする。
- (2) 当該事務を確実に実施できる体制を構築していることの確認については、特定変更記録事務を行うために必要な法令や通達、委託条件を理解したうえでアからウの業務を行うとともに、当該事務にあたる者への周知や指導を実施できる者を特定変更記録事務責任者として選任し、適切かつ確実に当該業務にあたることができる体制を整えているものであることに留意するものとする。
- (3) 及び(4)の要件を満たしていることの確認については、別記様式1に添付される添付資料1により行うものとする。
- (5) の確認については、別記様式1に添付される添付資料2により行うものとする。

局長通達第22条

- 運輸支局長は、特定変更記録事務の委託をしたときは、当該特定変更記録事務代行者に対してあらかじめ本省から割り当てられた委託番号を付与し、当該番号を記載した委託書（別記様式2）を交付するものとする。
- 複数の運輸支局長から特定変更記録事務の委託を受けようとする申請が同時に行われた場合は、代表運輸支局長は局長通達第19条の運用により行う委託を行ってよい旨の通知と併せて委託番号及び委託日をその他運輸支局長に対して通知するものとする。
- 委託書の発行は各運輸支局長がそれぞれ行うこととする。

局長通達第25条

- 運輸支局長は、令和4年12月2日までに委託した特定変更記録事務代行者に係る施行規則第49条の19第2項の各号に定める事項の他、別記様式3の報告様式に定められた項目を記載のうえ令和4年12月9日までに本省に報告するものとする。
また、令和4年12月2日以降、書面による申請により委託した特定変更記録事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式3により本省に報告するものとする。
- 施行規則第49条の26及び第49条の27に規定する変更があった場合は、当該変更後の内容を別記様式3に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。
- 令和4年12月9日までに本省に報告があったものについては、本省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるように所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があったものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプリを使用できるように本省において所要の作業を行う。

局長通達第26条

- 特定変更記録事務代行者は、施行規則第49条の26の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までに別記様式4により申請を行うものとする。
- 変更申請があったときは、運輸支局長は局長通達第19条第2項、第3項、第20条第1項（2）、（3）、（4）及び第2項に準じて処理を行うものとする。
- 変更申請を承認したときは、運輸支局長は、当該変更記録事務代行者に変更承認書（別記様式6）を交付するものとする。

局長通達第27条

- 特定変更記録事務代行者は、施行規則第49条の27の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式4により届出を行うものとする。

局長通達第28条

- 特定変更記録事務代行者は、施行規則第49条の28の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式5により届出を行うものとする。

準備期間後の本通達の取扱いについて

(国自情第46号 令和4年5月20日)

- 令和5年1月からはオンラインでの申請等が可能となるため、別途オンライン申請に係る局長通達の運用についての通達を発出予定であるが、一部令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間本通達によることとする。